

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
					階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
1-1	募集要項		SPCの件	5	3	(1)	ウ				優先交渉権者となった場合、SPCを設立せず代表企業として新たに会社を設立する場合、提案書にその旨記載しておくことで宜しいでしょうか。	優先交渉権者がSPCを設立する場合、町はSPCと仮契約を締結します。一方、SPCを設立しない場合、町は全ての構成企業（連名）と仮契約を締結します。したがって、町は、ご質問にある新たに設立する会社がSPCではない場合、これをPFI事業者と認めません。なお、SPCは、PFI事業を実施するための特別目的会社であり、その対象とするPFI事業以外の事業を実施することができないことを会社定款に定めることとなります。
1-2	募集要項		応募資格・応募者の資格要件・応募者の業務遂行能力に関する資格要件・移転支援企業	7	3	(2)	イ	(ウ)	b		過去10年間に本事業と同等の事業に係る実績について、事業として発注され受注した事例が高知県内では見受けられません。また、移転支援の根拠資料として業務内容を記載した契約書等はなく、経験した移転業務の内容を記載した書面等を提出させていただく事でよろしいでしょうか。 例えば、公営住宅の大規模リニューアル工事の時に仮住まいの斡旋・仲介を入居者から個別に依頼があり対応した実績や、民間の集合住宅の建て替えて同様の業務をした実績でも可でしょうか。 その場合においても、提出できる書類は、移転業務の内容を記載した程度になろうかと考えられます。	同等の事業に係る実績については、高知県内のものに限りません。また、同等の事業に係る実績を有するものの、その事業の契約書（添付の仕様書含む）に実施内容に係る明確な記載がない場合、契約書（添付の仕様書含む）に同等の実績について説明した資料を提出してください。
1-3	募集要項		SPC設立	6	3	(1)	ウ				優先交渉権決定後、契約にあたり、代表企業を中心としたPFI事業者として、SPCにかわり、設立する新会社の登記所在地についても、SPC同様、大豊町で設立する必要がありますか？	No. 1-1の回答のとおりです。 なお、SPCの本店所在地については、以下のとおり修正します。 （修正前） 3（1）ウ(オ) SPC設立要件は次のとおりとする。 ・大豊町内に設立すること。 （修正後） 3（1）ウ(オ) SPC設立要件は次のとおりとする。 ・高知県内に設立すること。
1-4	募集要項		移転支援企業の参加資格要件	7	3	(2)	イ	(ウ)	b		実施方針の質問でもありましたが、実績について、過去10年間の移転支援実績を持つ企業が限られるため、参加障壁になりかねません。参加資格要件をもっと柔軟にして頂くことは難しいでしょうか。	移転支援企業に関する資格要件を以下のとおり修正します。 a 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業の免許を有していること。 b 過去10年間に、本事業内容と同等の事業に係る実績（公募日時点で受託中含む）を有すること。ただし、移転支援企業が、建設企業または維持管理企業と同一の場合はその限りでない。 ※ 複数企業の場合、構成する企業は、いずれも必ず上記に示すaおよびbの要件を満たすものとする。

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
					階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
1-5	募集要項		PFI事業者の収入	3	2	(7)	ア	(イ)			入居者移転支援業務の対価について「各年度末および各支援業務完了時の出来高に応じた額」とありますが、入居者移転支援業務の出来高について、具体的な算出方法等の指標があればご教示ください。	入居者移転支援業務費は、様式6-3の「2.入居者移転支援業務に関する提案価格」のとおり、8つの項目で構成されます。このうち、精算対象となる引越しサービス費（4項目）については、実績に基づき支払額を決定します。移転支援業務費（4項目）については、各業務開始時点の移転対象数に対し、移転が完了した者の割合に応じて支払います。
1-6	募集要項		PFI事業者の収入	3	2	(7)	ア	(ウ)			「新築住宅の維持修繕に係る費用は毎月の実費を支払う。」とありますが、修繕に係る実費については、金額にかかわらず支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書（維持管理編）に定めるとおり、PFI事業者は緊急応急修繕の内容及び金額は修繕内容・金額ともに合理的なものとなるよう努めることが前提です。
1-7	募集要項		応募者の業務遂行能力に関する 資格要件	7	3	(2)	イ	(ア)	a		「高知県またはその他の都道府県の入札参加資格者名簿(設計・建設コンサル等)に登録されていること。」とありますが、(イ)建設企業aにおいては「～登録されている法人であること。」とあります。設計企業については法人格を有している必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	3.（2）ア「応募者の一般要件」の(ウ)の定めにより、法人でないものは構成企業となることはできません。
1-8	募集要項		応募者の業務遂行能力に関する 資格要件	7	3	(2)	イ	(ア)	a		8月22日修正版の実施方針8頁第2章3(3)1)において、設計企業の資格要件として「※工事管理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合はその限りではない。なお、その場合であっても、適切な工事監理体制を構築すること。」とありましたが、募集要項ではその記載が削除されています。工事監理企業については特段の資格要件はないものという理解でよろしいでしょうか。	設計企業に関する資格要件を以下のとおり修正します。 ※工事監理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合はその限りでない。なお、その場合であっても、適切な工事監理体制を構築すること。
1-9	募集要項	別添資料1 事業用地位置図	別添資料1	1							当該資料の一次平面図において、国道出入口が示されていますが、お示しの位置以外に出入口を設定する提案でも構いませんでしょうか。	国道側以外を出入口とすることは差し支えありませんが、修繕等のための車両動線として国道側からの出入口は確保してください。
2-1	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	光回線	別紙1 新築住宅設計要領7	第4	(6)					津家住宅に光回線を引き込む際の回線会社はNTTでしょうかSTネットでしょうか。	別紙1 新築住宅設計要領 第4（6）情報・通信設備 エ の町内地域通信網である「ゆとりすと放送施設」（光ケーブル）が各戸で利用可能な環境を整備する環境であれば、定めはありません。
2-2	要求水準書（住宅等整備編）	別紙2 住宅性能評価の等級	別紙2 住宅性能 評価の等級	別紙2-3	8.	8-1	イ.ロ.				重量床衝撃音対策等級2等の性能を求めています が、上下が同じ世帯のメゾネットタイプの場合も必要でしょうか？	必要です。

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
					階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
2-3	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	別紙1 新築住宅設計要領	第1	2	(4)	7				日照時間の記載がございますが、山間部や周辺建物からの影響も考慮したうえで提案が必要でしょうか。その場合、隣接する庁舎の形状・高さ等がわかる資料をお示し頂けないでしょうか。	提案される建物配置、形状から周辺建物による影響は考えられるため、隣接する庁舎の形状・高さ等がわかる資料を提示します。
2-4	要求水準書（住宅等整備編）	添付資料2 事業用地現況図	添付資料2 事業用地現況図								敷地への進入路は国道439号からの切り下げ部からのみでしょうか？もしくは東西の道路からの進入も良いのでしょうか？また 国道439号からの切り下げ位置は、計画に合わせて変更できますか？	No. 1-9の回答のとおりです。
2-5	要求水準書（住宅等整備編）	添付資料3-2 インフラ関係現況図 上水道	別添資料3-2 インフラ関係現況図 上水道								津家1号線もしくは2号線から敷地内への引込みは可能でしょうか。	引込み可能です。
2-6	要求水準書（住宅等整備編）	添付資料3-3 インフラ関係現況図 排水溝等	別添資料3-3インフラ関係現況図 排水溝等								浄化槽からの排水及び雨水排水は、当該資料の水路へ放流可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2-7	要求水準書（住宅等整備編）		2-1 要求水準書（住宅等整備編） 間取り	12	第4	1	(1)	②	7		上階への階段は屋内タイプ（長屋タイプ）でも可能でしょうか。	可能です。
2-8	要求水準書（住宅等整備編）		2-1 要求水準書（住宅等整備編） 駐車場	13	第4	1	(2)	②			車いす利用者の駐車場は要求には無いので不要という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
2-9	要求水準書（住宅等整備編）		2-1 要求水準書（住宅等整備編） 上下水道	13、14	第4	1	(2)	⑨	7、1		水道加入金は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2-10	要求水準書（住宅等整備編）		2-1 要求水準書（住宅等整備編） 上下水道	13、14	第4	1	(2)	⑨	7、1		浄化槽の排水は排水溝に放流可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2-11	要求水準書（住宅等整備編）		2-1 要求水準書（住宅等整備編） 上下水道	13、14	第4	1	(2)	⑨	7、1		浄化槽放流負担金は別途と考えてよろしいでしょうか。	町は、浄化槽放流負担金を徴収していません。
2-12	要求水準書（住宅等整備編）		2-1 要求水準書（住宅等整備編） 事前調査	14	第4	2	(1)(2)				添付資料より、地盤が軟弱で基礎補強にかなりの予算がかかる懸念があります。建物予算を算出するにあたり、正確なデーターをとるため、地盤調査、レベルを正確に把握する為の測量調査等を提案前に実施させていただく事は可能でしょうか。	町の事前承諾を得たうえで、必要最小限の範囲で実施することを認めます。
2-13	要求水準書（住宅等整備編）		2-1 要求水準書（住宅等整備編） 各種調査	14	第4	2	(1)				施工業者決定後の地盤調査により費用の追加が発生した時の対応はどうなりますか。	提案時点で予見できない事実が明らかになった場合、その追加費用は町の負担となります。 なお、こうした事象が明らかになった場合、工法等について町とPFI事業者との協議のうえ、決定するものとします。

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
					階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
2-14	要求水準書（住宅等整備編）		2-1 要求水準書（住宅等整備編）各種調査	14	第4	2	(3)				受水槽が必要か否かの水圧の事前調査は可能でしょうか。	町の事前承諾を得たうえで、実施することを認めます。
2-15	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	2-2別紙1	1	第1	2	(2)	イ			フェンスや自転車置き場・ゴミ庫・LPG庫・物置等は一般的にアルミ製となりますが問題ないと考えて差し支えないでしょうか。	必要な性能を満たしていれば、差し支えありません。
2-16	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	2-2別紙1	3	第2	2	(6)	ア			1階の共用廊下部分等に床下点検ビットを設けることとありますが、建物の構造により、それに代わる納まりで同等の対応が可能であれば事業者の提案によると考えて差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
2-17	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	2-2別紙1	3	第2	2	(6)	ア			床下点検ビットは設けず、床下部分をビットと解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2-18	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	2-2別紙1	6	第4	(2)	エ				幹線設備で予備配管を2本以上必要とする理由をご教示ください。	増設および更新時のための予備を想定しています。
2-19	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	2-2別紙1	7	第6	(4)	ウ				浄化槽の水路への排水勾配が自然勾配では難しい場合にポンプ付を採用する事は可能でしょうか。	可能です。
2-20	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	2-2別紙1	7	第6	(5)	ア				浴室に追い炊き機能は必要でしょうか。	追い炊き機能は必須ではありませんが、より良い住環境の確保の視点から提案は妨げません。
2-21	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	2-2別紙1	7	第6	(5)	ウ				給湯器はエコジョーズを指定されているということでしょうか。	特定機器を指定するものではありません。
2-22	要求水準書（住宅等整備編）	別紙1 新築住宅設計要領	2-2別紙1	8	第6	(6)					便座の仕様についてご教示願います。	便座の仕様は定めていませんので、提案に委ねます。
2-23	要求水準書（住宅等整備編）	別紙2 住宅性能評価の等級	2-3別紙2	2	4-3						更新対策（共用排水管）について、等級2の取得が求められておりますが、事業者独自の構造で提案する場合に、等級2相当で更新性を考慮した提案も認めていただけないでしょうか。提案の幅が広がるため、またコストUPにもなりますのでご検討いただけると幸いです。	大豊町住宅再編整備事業の実施方針等に関する質問・意見書に対する回答（令和7年8月22日公表）のNo. 54質問回答の通りです。 （No. 54質問回答） 音など他住戸の住環境に影響を与えることなく、また他住戸への影響なくメンテナンス可能であればその限りではありません。 これに伴い以下のとおり修正します。 別紙2 4 4-3：更新対策（共用排水管）説明する事項・等級2を基本とする
2-24	要求水準書（住宅等整備編）	別紙2 住宅性能評価の等級	2-3別紙2	3	9-2						実施方針等のNo. 56質疑回答でEVは任意となっておりますが、共用部の配慮等級は3で良いという事でしょうか。	大豊町住宅再編整備事業の実施方針等に関する質問・意見書に対する回答（令和7年8月22日公表）のNo. 56質問回答の通りです。 （No. 56質問回答） エレベータは任意としますが、他の項目は4等級相当とします。
2-25	要求水準書（住宅等整備編）		（住宅等整備編）付帯施設	13	第4	1	①				コミュニティ空間については、屋内・屋外（屋根の有無）は特に指定はないものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
				見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
				階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
2-26	要求水準書（住宅等整備編）		(住宅等整備編) 付帯施設	13	第4	1	③			駐車場への照明の設置は任意でしょうか。	ご理解のとおりです。
2-27	要求水準書（住宅等整備編）		(住宅等整備編) 付帯施設	13	第4	1	⑪	ウ		仮移転用物置については、川口南団地の居住者の本移転が完了した際に撤去するのでしょうか。また、その際の撤去費用については事業費に含まれるでしょうか。	仮移転用物置は、撤去を想定しており、本事業の事業費に含みます。なお、レンタルによる設置も可とします。
3-1	要求水準書（維持管理編）		家賃等の徴収等	8	4	(6)				家賃は月払いとしていますが、入居者の希望により、年払い又は半年払いなど、まとめて一括支払いも選択可能ですか？	固有の事情によりやむなく認める可能性はありますが、原則は月払いとします。
3-2	要求水準書（維持管理編）		業務の再委託	9	4	(7)				本条項に記載されている部分的な業務（保守点検、警備等）に記載されている警備については、詳細の記載がないようですが、警備とは、具体的に何を指しますか？例えば、ホームセキュリティサービスへの加入等、維持管理業務における警備の具体例を提示をお願いします。	部分的な業務（保守点検、清掃等）に修正します。
3-3	要求水準書（維持管理編）		入居者の募集 入居者の決定	17 ～ 19	第4	1	(1)(2)			入居者は応募先着優先としますが、先着順でなく、応募者多数抽選もあるという事でしょうか？先着者が必ずしも優先して入居できないこともありますか？町の判断において、先着者より後発者が優先されて、入居決定がなされる事もありますか？その場合の判断基準は何でしょうか？	要求水準書に記載のとおりです。より詳細の運用は協議により定めるものとします。
3-4	要求水準書（維持管理編）		上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ				以上、入居者の決定は、①町で決定する、②PFIが決定する、③町とPFIが双方協議の上、決定するのいずれでしょうか？文面からは、最終入居者はPFIが決定し、町に承認をもらうと理解してよろしいでしょうか？	要求水準書に記載のとおり、決定は町が行います。ただし、予め町とPFI事業者と募集条件を協議し、入居の基準を明確にすることを想定しています。
3-5	要求水準書（維持管理編）		3-1 要求水準書（維持管理編） 業務時間	7	第3	4	(2)			弊社は水曜、日曜が定休日で、営業時間は10時～17時です。それでも構いませんか？	要求水準書に記載のとおり、町とPFI事業者の協議のうえ、町が承諾する場合は変更できるものとします。
3-6	要求水準書（維持管理編）		3-1 要求水準書（維持管理編） 防火管理者	7	第3	4	(3)	イ		防火管理者については、弊社で引き受けることはできません。町で設定頂くことは可能でしょうか。	条件は変更しませんが、事業者決定後の協議のうえで、認める場合もあります。
3-7	要求水準書（維持管理編）		3-1 要求水準書（維持管理編） 収納口座	8	第3	4	(5)			新規口座開設は不可ですが、既存システムを使用し、弊社の口座で入出金の一覧のご提出等は可能でしょうか。	条件は変更しませんが、事業者決定後の協議のうえで、認める場合もあります。
3-8	要求水準書（維持管理編）		3-1 要求水準書（維持管理編） 共益費	9	第3	5	(1)	ウ		新築住宅においては、維持管理業務のうちに含まれるものとしては、「新築住宅の保守管理に関する業務」のうち、共用部清掃および共用部の電気代等の費用の全部または一部を賄うものと考えられます。なお、浄化槽の維持管理について、要求水準書に記載漏れがありましたので、追記します。	新築住宅の維持管理業務には、町が入居者から徴収する共益費を原資として行うものが含まれます。その対象は、要求水準書（維持管理編）第4-6「新築住宅の保守管理に関する業務」のうち、共用部清掃、浄化槽保守管理等を想定しています。なお、上記の浄化槽保守管理について、要求水準書に記載漏れがありました。そのため、浄化槽保守管理の項目を追加しました。
3-9	要求水準書（維持管理編）		3-1 要求水準書（維持管理編） 現金	37	第4	4	(2)	③		弊社は現金の取り扱いには致しておりません。振込等の対応としてよろしいでしょうか。	家賃等の収納については、要求水準書（維持管理編）第4-4（2）に記載のとおりです。やむを得ない場合として、入居者から現金を受領することはあり得ます。その場合において、貴社のご事情を踏まえて対応を協議することは考えられますが、その上で必要な場合はPFI事業者にて受領するものとします。
3-10	要求水準書（維持管理編）		3-1 要求水準書（維持管理編） 緊急応急修繕	44	第4	5	(2)			緊急応急修繕費は実費精算とのことですが、当社が修繕を再委託した場合、その再委託業者への支払い金額が『実費』扱いでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
					階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
3-11	要求水準書（維持管理編）		（維持管理編）実施場所	6	第3	4	（1）				住宅管理センターの設置については、新規の開設を求めるのでしょうか。構成員の既存の事業所を住宅管理センターとしてよいでしょうか。	既存の事業所内の設置で問題ありません。
3-12	要求水準書（維持管理編）		（維持管理編）実施場所	6	第3	4	（1）	ウ			入居者と町が取り交わす賃貸契約書原本については住宅管理センター、町いずれの保管でしょうか。	町が保管します。
3-13	要求水準書（維持管理編）		（維持管理編）維持管理業務	8	第3	4	（6）				本事業用地は浄化槽設置地域だと思われませんが、浄化槽を設置した場合、共益費に浄化槽管理費用も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	No. 3-8のとおりです。
3-14	要求水準書（維持管理編）		（維持管理編）維持管理業務の円滑な開始に必要な事項	14	第3	1	（4）				「保守点検業務等に係る再委託業者を選定し～」とありますが、選定する再委託業者については町内企業に限定されますでしょうか。	町内業者に限定されるものではありません。
3-15	要求水準書（維持管理編）		（維持管理編）入居承認	19	第4	1	（2）	②			入居者が押印した賃貸借契約書の提出先は町、事業者のいずれになるのでしょうか。ご教示ください。	賃貸借契約書は、PFI事業者が入居者から受け取ったうえ、町に提出し、町が保管します。
3-16	要求水準書（維持管理編）		（維持管理編）緊急応急修繕	42	第4	5					修繕について、退去修繕及び緊急応急修繕の実施、大規模修繕を含まない旨の記載がありますが、共用部分の経常修繕についての記載がありません。経常修繕についても実費精算という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（維持管理編）第4 5（2）に記載のとおり、共用部分等の修繕は、緊急応急修繕に含まれます。
4-1	要求水準書（入居者移転支援編）		4-1 要求水準書（入居者移転支援編）業務日報	9	第3	2	（2）	イ			業務日報については、どのレベルを求められますか。毎日支援業務があるわけではないと思いますが、その際は作成不要でしょうか。	業務が発生しない場合、PFI事業者内の連絡・調整・事務に関するものは業務日報の作成は不要です。一方、移転支援対象者との連絡等については、原則日報に記載してください。
4-2	要求水準書（入居者移転支援編）		4-1 要求水準書（入居者移転支援編）定例会の	10	第3	2	（2）	ウ			毎月の定例会の開催については、WEB方式の開催でも構わないでしょうか。	現地確認などが必要な場合を除き、Web方式の開催でも可能です。
4-3	要求水準書（入居者移転支援編）		4-1 要求水準書（入居者移転支援編）仮移転先	14	第3	3	（2）	イ			仮移転先の町営住宅について、『利用可能かの判断』についての決定権はどちらにありますか。弊社が一般的な入居者目線で見ればよいのかそれとも家屋調査士等に依頼し綿密な調査（建物の傾きや給水、排水の水質検査等）が必要なのでしょうか。	『利用可能かの判断』は、PFI事業者と協議の上、町が判断します。
4-4	要求水準書（入居者移転支援編）		（入居者移転支援編）用語の定義	5	第3	1	（1）				移転料について「～入居者に対し、移転または退去に要する費用として支払う費用」とありますが、この費用の請求及び支払いについては、町と入居者が直接行うという理解でよろしいでしょうか。	移転料は、町が入居者に支払いますが、請求書等の関連書類はPFI事業者が入居者に配布・回収して、町に提出する想定です。具体的な書類等については、町との協議により定めるものとします。 なお、ここで言う移転料には、引っ越しサービスの提供に関する費用は含みません。
4-5	要求水準書（入居者移転支援編）		（入居者移転支援編）業務範囲	6	第3	1	（2）	イウエ			「引っ越し支援」とは、入居者への引っ越し業者の紹介し、その後は引っ越し業者と入居者の直接のやり取りという理解でよろしいでしょうか。また、費用については、入居者が直接引っ越し業者へ支払うことという理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者が引越しサービスを提供します（引っ越し業者への委託または直接実施による）。引っ越し業者へ委託する場合は、PFI事業者が費用を支払います。 なお、引っ越しサービスの提供とは、家財の運搬の実施およびそれに必要となる入居者との調整一式を言います。

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
					階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
4-6	要求水準書（入居者移転支援編）		（入居者移転支援編）業務範囲	7	第3	1	(2)	㌿			「本要求水準書に記載のない事項で、かつ、移転支援業務を実施する上で措置が必要な事項が生じるため、P F I 事業者と町が協議の上、実施を定める事項」とありますが、仮移転の際に川口南住宅に古い家電や家具などの残置物があった場合、その処分は本事業の移転支援業務に含まれるのでしょうか。川口南住宅の改修工事に含まれるのでしょうか。	残置物の処分費用ならびに川口南住宅の改修工事費用は、本事業の事業費に含まれません。
4-7	要求水準書（入居者移転支援編）		（入居者移転支援編）業務の対象となる移転等	7	第3	1	(4)	㍑			新築住宅以外の移転先は町が確保し、事業者による確保は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4-8	要求水準書（入居者移転支援編）		（入居者移転支援編）引っ越しの支援	21	第4	1	(4)	㌵			以下、住み替え移転・退去・本移転を含め、「引っ越しサービスを提供する」とありますが、これは引っ越し業者の紹介・斡旋という理解でよろしいでしょうか。	No. 4-5のとおりです。
5-1	審査基準		評価の視点	5	1	5					【定性的審査の審査項目、評価の視点、配転】において、「地域に根ざした協力業者の積極的な起用」とありますが、地域事業者の参画が構成企業であるか協力企業であるかによって採点に差が出ますでしょうか。また、ここでいう「地域」とは町内に限定されますでしょうか。近隣市町村も含まれますでしょうか。	地域とは、町内に限定されるものではありません。なお、採点方法については、回答を控えます。
6-1	様式集		様式1-6	1							事業契約書に関する質問書の様式番号が様式1-5と記載されていますが、様式1-6との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-2	様式集		様式2 様式集・第1 提出書類・2 応募資格確認審査に関する提出書類・2-8資格申告書(入居者移転支援業務)	17	様式2-8						資格申告書(入居者移転支援業務)の中で移転支援業務実績の内容の中で、一部が不明な時でも申告できますでしょうか。 例えば業務の発注者が個人で事業名がないとか、業務工期も大まかな時期になるとか、証明できる書類も移転時に入居する住居の賃貸契約書のようなものでも可でしょうか。 上記の様な書類について提出したあと、参加資格の有無を期限を待たずに回答頂けますでしょうか。	同等の事業に係る実績を有するものの、その事業の契約書（添付の仕様書含む）に実施内容に係る明確な記載がない場合、契約書（添付の仕様書含む）に同等の実績について説明した資料を提出してください。 なお、参加資格の有無について、期限を待たずに回答することはできませんが、申請書類に応募資格審査書類に不明点がある場合は、町より応募者に問い合わせをすることがあります。
6-3	様式集		様式2 様式集・第1 提出書類・2 応募資格確認審査に関する提出書類・2-11添付書類提出確認書	20	様式2-11						設計業務が個人事業主の場合、提出書類は以下の認識でよろしいでしょうか ①会社概要→事務所概要 ②会社定款→不要 ③印鑑証明書→代表者個人 ⑤法人税納税証明書→個人所得税納税証明書 ⑥消費税納税証明書→個人消費税納税証明書 ⑦商業登記簿謄本→不要 ⑧・⑨企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）、減価償却明細書→直近3ヵ年の確定申告書写 ⑫応募の資格を称する書類の写し→事務所登録証の写 ⑭個人の資格を証明できる書類→一級建築士免許証の写し	No. 1-7の回答のとおりです。
6-4	様式集		様式8 8 設計建設図面	65, 66	様式8-1、8-2						図面の縮尺は、適宜設けてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
					階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
6-5	様式集		様式6-3 別紙：EXCL書式6-3 提案価格内訳書添付	40							【留意事項等】2に記載されている下記内容と提出するEXCEL書式の内容が一致しませんが、どの項目にあたりますか教示ください。 記載内容： 「3 入居者移転支援費の内訳」のうち、引越しサービス費及び仮移転先修繕費（「(2)入居者移転支援費（精算対象分）の内訳」）は精算の対象となるため、Excelファイルにすでに入力されている数値（0円）をそのまま使用すること。 EXCL書式6-3 提案価格内訳書 添付	「入居者移転支援業務に関する提案価格」のうち、引越しサービス費（仮移転）および引越しサービス費（本移転）の項目は精算の対象とし、Excelファイルには数値（0円）を記入します。なお、ご質問の「3 入居者移転支援費の内訳」は公表資料の誤記ですので、「2.入居者移転支援業務に関する提案価格」に訂正します。 これに伴い、様式集(Excel) および様式集(Word)を以下のとおり修正します。 ■様式集(Excel) ※8-2様式集（Excel版）修正を参照 （修正前） 「引越しサービス費（仮移転）」 ・川口南1号棟（記載なし） ・川口南2号棟（記載なし） 「引越しサービス費（本移転）」 ・川口南1号棟（記載なし） ・川口南2号棟（記載なし） （修正後） 「引越しサービス費（仮移転）」 ・川口南1号棟 0円 ・川口南2号棟 0円 「引越しサービス費（本移転）」 ・川口南1号棟 0円 ・川口南2号棟 0円 ■様式集(Word) （修正前） 様式6-3 【留意事項等】 「3 入居者移転支援費の内訳」のうち、引越しサービス費及び仮移転先修繕費（「(2)入居者移転支援費（精算対象分）の内訳」）は精算の対象となるため、Excelファイルにすでに入力されている数値（0円）をそのまま使用すること。 （修正後） 様式6-3 【留意事項等】 「2.入居者移転支援業務に関する提案価格」のうち、引越しサービス費及び仮移転先修繕費（「(2)入居者移転支援費（精算対象分）の内訳」）は精算の対象となるため、Excelファイルにすでに入力されている数値（0円）をそのまま使用すること。
6-6	様式集		様式2-2 他	11～							各様式において必要な押印についてはすべて会社印（認印）との理解でよろしいでしょうか。	（様式2-2）応募参加表明書については、印鑑証明のある印鑑を押印してください。なお、その他の様式については、使用印鑑届で届け出た会社印（認印）で構いません
6-7	様式集		共通事項 企業名の記載	4	第2	1	(1)				正本に添付する企業記号の対照表は、様式2-3とは別に作成すると理解していますが、その際は任意の書式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-8	様式集		共通事項 書式等	4	第2	1	(3)	ウ			「図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイントを目安とすること。」とありますが、図版や表等、本文以外の文字については対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-9	様式集		様式2-11 添付 書類提出確認書	20							①会社概要は、パンフレットで良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-10	様式集		様式2-11 添付 書類提出確認書	20							⑤法人税納税証明書⑥消費税納税証明書は、具体的にどちらが発行している納税証明書でしょうか。	⑤法人税納税証明書および⑥消費税納税証明書は国税局の発行する証明書となりますので、応募者の管轄税務署で取得してください。
6-11	様式集		様式2-11 添付 書類提出確認書	20							⑦商業登記簿謄本は全部事項証明書でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し	見出し	見出し	見出し	見出し	見出し		
					階層1	階層2	階層3	階層4	階層5	階層6		
6-12	様式集		様式2-11 添付書類提出確認書	20							③印鑑証明④使用印鑑届⑤法人税納税証明⑥消費税納税証明書⑦商業登記簿謄本は写しで良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、写しの場合であっても募集公告日以降に交付されたものに限りです。
6-13	様式集		提案価格書	39							押印は、代表企業の会社印（認印）で良いという理解でよろしいでしょうか。	No. 6-6の回答のとおりです。
8-1	事業契約書(案)		第3条の項に関する質問	1～2	第3条						第3条第15項は第3条第9項との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。以下のとおり修正します。 （修正前） 第2章 第3条（事業遂行の指針） 15 PFI事業者は、～ （修正後） 第2章 第3条（事業遂行の指針） 9 PFI事業者は、～
8-2	事業契約書(案)		第55条第2項に関する質問	20	第55条	第2項					第55条第1項の2項の請求書の提出について、PFI事業者ではなく前項第1号及び第2号は代表企業、第3号は維持管理企業が請求書を提出するとの理解でよろしいのかをご教示ください。	本事業において、PFI事業者とは特定事業を実施する民間事業者ですが、SPCの設立を必須とはしていません。 町が公表した事業契約書(案)は、前文に記載のとおり構成企業各社（代表企業を含む）を合わせて「PFI事業者」と定義しており、SPCを設立しない場合を想定して作成しています。 従いまして、第55条2項で示す代表企業及び維持管理企業はいずれもPFI事業者にあたります。 なお、SPCを設立する場合は、第1号、第2号及び第3号は、いずれもSPCが請求書を提出することとし、事業契約書(案)を修正することとなります。
8-3	事業契約書(案)	別紙	別紙6 事業日程	10							事業日程10ページの中で維持管理支援業務の開始日が10年1月になっていますがこれは、10年6月ではないでしょうか。	維持管理支援業務の開始日は令和10年6月です。以下のとおり修正します。 （修正前） 別紙6 事業日程（業務別実施期間） 維持管理業務期間 令和10年1月から令和25年3月まで （修正後） 別紙6 事業日程（業務別実施期間） 維持管理業務期間 令和10年6月から令和25年3月まで
8-4	事業契約書(案)		対価の支払い	20	第55条	2					対価について「代表企業から請求書の提出を受けた後に支払うものとする。」とありますが、SPCを設立している場合は、代表企業をSPCに読み替えるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8-5	事業契約書(案)		提案書の著作権	31	第79条						「情報公開請求の対象となり、公開又は非公開の決定に当たり、町は同条例にしたがい、PFI事業者に対し意見書提出の機会を与えるなどした上で、公開又は非公開を決定するものとする。」とありますが、提案書の記載内容は、その文体も含め入札において企業の独自のノウハウと言えます。この漏洩は企業の利益に大きく影響するため、公開する場合でも、公開範囲について事業者の許容する範囲に限定していただけますでしょうか。	情報公開については、大豊町情報公開条例にもとづき、事業者との協議のうえ、実施します。
8-6	事業契約書(案)	別紙	サービス対価の構成	別紙7 P11		1					SPCを設立した場合のSPC管理費については、施設整備期間中は「町営住宅等整備業務」に、移転支援業務期間及び維持管理業務期間中は「維持管理業務」の対価としてそれぞれ含めてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9-1	その他		一部修正の箇所								2-2 別紙1 新築住宅設計要領 以外の修正部分はどちらでしょうか。修正した部分に何かのマーカーが有れば分かり易いですが。	10月2日に修正版を公表した資料について、9月30日に当初公表した資料からの新旧対照表を公表します。